

◎佐賀県条例第32号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和39年佐賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等</u>を防止し、もって<u>県民及び滞在者等の</u>平穏な生活を保持することを目的とする。</p> <p>（粗暴行為の禁止）</p> <p><b>第2条</b> 何人も、道路、公園、広場、駅、ふ頭、興行場、飲食店その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）又は自動車、電車、乗合自動車、船舶その他の公共の乗物（以下「公共の乗物」という。）において、多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>（卑わいな行為の禁止）</p> <p><b>第3条</b> 何人も、<u>公共の場所又は公共の乗物</u>において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 衣服等で覆われている人の下着又は人の身体を<u>のぞき見し、</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県迷惑行為防止条例</u></p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>県民及び滞在者等に著しく迷惑をかける行為</u>を防止し、もって<u>その</u>平穏な生活を保持することを目的とする。</p> <p>（粗暴行為の禁止）</p> <p><b>第2条</b> 何人も、<u>公共の場所等</u>（道路、公園、広場、駅、ふ頭、興行場、飲食店その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）又は自動車、電車、乗合自動車、船舶その他の公共の乗物（以下「公共の乗物」という。）をいう。以下同じ。）において、多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>（卑わいな行為の禁止）</p> <p><b>第3条</b> 何人も、<u>公共の場所等</u>において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 衣服等で覆われている人の下着又は人の身体を<u>のぞき見す</u></p>

改正前	改正後
<p><u>又は写真機、ビデオカメラ、携帯電話その他の機器（以下「写真機等」という。）を使用して撮影すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p><u>2 何人も、正当な理由がないのに、公衆が利用することができる浴場、便所、更衣室その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所において、当該状態である人の姿態を写真機等を使用して撮影してはならない。</u></p> <p>(不当な金品の要求行為（たかり行為）の禁止)</p> <p><b>第4条</b> 何人も、<u>公共の場所又は公共の乗物</u>において、<u>通行人、入場者、乗客その他の公衆</u>に対し、つきまとい、いいがかりをつける等不安を覚えさせるような方法を用いて、<u>金品を要求してはならない。</u></p> <p>(嫌がらせ行為の禁止)</p> <p><b>第10条</b> 何人も、<u>正当な理由がないのに、特定の者</u>に対し、次に掲</p>	<p><u>ること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p><u>2 何人も、公共の場所等又は特定多数の者が使用する場所等（事業所、学校その他の特定かつ多数の者が使用する場所又は貸切バスその他の特定かつ多数の者が使用する乗物をいう。次項において同じ。）において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p><u>(1) 衣服等で覆われている人の下着又は人の身体を写真機、ビデオカメラ、携帯電話その他の機器（以下「写真機等」という。）を使用して撮影すること。</u></p> <p><u>(2) 衣服等で覆われている人の下着又は人の身体を撮影する目的で写真機等を向け、又は設置すること。</u></p> <p><u>3 何人も、正当な理由がないのに、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものにおいて、当該状態である人の姿態を写真機等を使用して撮影し、又は当該姿態を撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置してはならない。</u></p> <p><u>(1) 公衆が利用することができること。</u></p> <p><u>(2) 特定多数の者が使用する場所等にあること。</u></p> <p>(不当な金品の要求行為（たかり行為）の禁止)</p> <p><b>第4条</b> 何人も、<u>公共の場所等</u>において、<u>通行人、入場者、乗客その他の公衆</u>に対し、つきまとい、いいがかりをつける等不安を覚えさせるような方法を用いて、<u>金品を要求してはならない。</u></p> <p>(嫌がらせ行為の禁止)</p> <p><b>第10条</b> 何人も、<u>正当な理由がないのに、特定の者</u>に対し、次に掲</p>

改正前	改正後
<p>げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行ってはならない。ただし、第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。</p> <p>(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、<u>又は住居等に押し掛けること。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは<u>電子メールを送信すること。</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、<u>又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。</u></p>	<p>げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行ってはならない。ただし、第1号から第4号まで及び第5号（<u>電子メールの送信等に係る部分に限る。</u>）に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。</p> <p>(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、<u>住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは<u>電子メールの送信等</u>をすること。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、<u>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。</u></p> <p>2 <u>前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。</u></p>

改正前	改正後
	<p>(1) <u>電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。